



# 栃木県公報

平成 27 年  
3月27日(金)  
第2667号

## 目 次

### 告 示

- 栃木県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事が定める金額の告示の一部改正…………… 248
- 土壤汚染対策法による要措置区域の指定の解除…………… 248
- 土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定の解除…………… 249
- 指定施業要件変更予定保安林…………… 249
- 生活保護法による指定医療機関の指定…………… 250
- 同…………… 250
- 同…………… 251
- 生活保護法による指定介護機関の指定…………… 252
- 同…………… 253
- 生活保護法による施術者の指定…………… 254
- 生活保護法による施術機関の指定…………… 254
- 同…………… 254
- 生活保護法による指定医療機関の名称等の変更…………… 255
- 同…………… 255
- 同…………… 255
- 生活保護法による指定介護機関の名称等の変更…………… 256
- 同…………… 259
- 同…………… 261
- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止…………… 262
- 同…………… 262
- 同…………… 263
- 生活保護法による指定医療機関の事業の休止…………… 263
- 生活保護法による指定医療機関の事業の再開…………… 263
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定に係る変更…………… 264
- 農用地利用配分計画の認可…………… 264
- 道路の区域の変更…………… 265
- 道路の供用開始…………… 267
- 都市計画事業計画の変更認可…………… 267
- 同…………… 267
- 同…………… 268
- 同…………… 268
- 同…………… 268
- 栃木県収入証紙を売りさばく者の指定…………… 269

### 公 告

- 平成27年度栃木県立産業技術専門校訓練生の募集…………… 269
- 公共測量の終了…………… 278
- 都市計画の変更の案の縦覧等…………… 278
- 都市計画変更図書の写しの縦覧…………… 279



- 2 土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
土壌汚染の除去

#### 栃木県告示第126号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成26年栃木県告示第551号により指定した特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の全部について当該指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成27年3月27日

栃木県知事 福田 富一

- 1 指定を解除する区域  
那須塩原市下中野字東原627番2及び沼野田和字川原642番1の各一部
- 2 土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
土壌汚染の除去

(環境保全課)

#### 栃木県告示第127号

農林水産大臣から保安林の指定施業要件の変更予定通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年3月27日

栃木県知事 福田 富一

#### I

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鹿沼市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### II

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

Ⅲ

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第128号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成27年3月27日

栃木県知事 福田 富一

| 指 定 年 月 日  | 名 称      | 所 在 地         |
|------------|----------|---------------|
| 平成25年4月1日  | 新小山市民病院  | 小山市若木町1-1-5   |
| 平成26年5月26日 | せきぐち歯科医院 | 那須塩原市上厚崎582-3 |

栃木県告示第129号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のため

の医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成27年3月27日

栃木県知事 福 田 富 一

1 病院、診療所又は薬局

| 指 定 年 月 日 | 名 称            | 所 在 地             |
|-----------|----------------|-------------------|
| 平成26年7月1日 | 野村消化器内科クリニック   | 小山市乙女二丁目3番15号     |
| 平成26年9月1日 | こばやしファミリークリニック | 佐野市多田町565番地1      |
| 平成26年9月1日 | ふみの耳鼻咽喉科クリニック  | 那須塩原市沓掛一丁目11番5号   |
| 平成26年8月1日 | 及川歯科医院         | 芳賀郡益子町大字益子944番地15 |
| 平成26年9月1日 | 医療法人桜岡歯科医院     | 大田原市元町一丁目7番25号    |
| 平成26年9月1日 | ゆきこ歯科          | 下野市駅東七丁目12番11号    |
| 平成26年7月1日 | ウエルシア薬局 鹿沼貝島店  | 鹿沼市貝島町453         |
| 平成26年9月1日 | プラザ薬局          | 佐野市富岡町1663番地2     |
| 平成26年9月1日 | オリーブ薬局 多田店     | 佐野市多田町555番地2      |
| 平成26年9月1日 | フクシ中央薬局        | 小山市中央町二丁目1番22号    |
| 平成26年9月1日 | カワチ薬局 東城南店     | 小山市東城南一丁目33番1号    |
| 平成26年9月1日 | ココ薬局           | 那須塩原市沓掛一丁目11番8号   |
| 平成26年9月1日 | スマイル薬局         | 下野市下古山字北原3378番地1  |
| 平成26年9月1日 | フクシ小金井薬局       | 下野市小金井一丁目14番14号   |

2 指定訪問看護事業者等

| 指 定<br>年 月 日 | 指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等 |             | 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等 |             |
|--------------|---------------------|-------------|-----------------------|-------------|
|              | 名 称                 | 主たる事務所の所在地  | 名 称                   | 所 在 地       |
| 平成26年7月1日    | 医療法人社団為王会           | 矢板市末広町45番地3 | 訪問看護ステーションやいた         | 矢板市末広町45番地3 |
| 平成26年7月1日    | 医療法人社団為王会           | 矢板市末広町45番地3 | 老人保健施設 アゼリアホーム        | 矢板市末広町45番地3 |

栃木県告示第130号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成27年3月27日

栃木県知事 福 田 富 一

1 病院、診療所又は薬局

| 指 定 年 月 日  | 名 称      | 所 在 地           |
|------------|----------|-----------------|
| 平成26年10月1日 | ふじたクリニック | 下野市大光寺一丁目11番10号 |

|            |                  |                        |
|------------|------------------|------------------------|
| 平成26年10月7日 | 石川整形外科クリニック      | 鹿沼市上殿町1619番地4          |
| 平成26年11月1日 | 高根沢皮フ科クリニック      | 塩谷郡高根沢町宝石台二丁目5番18号     |
| 平成26年12月1日 | あいファミリークリニック足利   | 足利市寺岡町505番地1           |
| 平成26年12月1日 | 石井眼科医院           | 佐野市高砂町8                |
| 平成27年1月1日  | 田井の里クリニック        | 真岡市西田井内外748番地2         |
| 平成27年2月1日  | あおき耳鼻咽喉科医院       | 栃木市大平町新1474番地1         |
| 平成27年2月1日  | あんずの森クリニック       | 下野市仁良川1518番地1          |
| 平成26年10月1日 | 歯科あべクリニック        | 足利市堀込町2023番地3          |
| 平成26年10月1日 | きさくデンタルクリニック     | 下都賀郡壬生町大字壬生丁字六美217番地85 |
| 平成26年10月1日 | シロタ薬局            | 足利市花園町25番地             |
| 平成26年10月1日 | 有限会社すけど薬局 たぬま店   | 佐野市田沼町894番地3           |
| 平成26年11月1日 | きりん薬局 小山桜通り店     | 小山市中久喜四丁目1番18号         |
| 平成26年11月1日 | なでしこ薬局 大田原中央店    | 大田原市中央一丁目10番18号        |
| 平成26年11月1日 | ピノキオ薬局 黒磯店       | 那須塩原市錦町4番地18           |
| 平成26年11月1日 | くまのこ薬局           | 下野市下古山二丁目6番28号         |
| 平成26年12月1日 | とちの実薬局 三島店       | 那須塩原市東三島二丁目80番5号       |
| 平成26年12月1日 | さくら新上三川病院前薬局     | 河内郡上三川町上三川2360番地1      |
| 平成26年12月1日 | メープル薬局 市貝店       | 芳賀郡市貝町市塙1672番地4        |
| 平成27年2月1日  | コスモ薬局大平南店        | 栃木市大平町新1471-4          |
| 平成27年3月1日  | ピノキオファーマシーズ那須塩原店 | 那須塩原市大黒町4-22-2         |

## 2 指定訪問看護事業者等

| 指 定<br>年 月 日   | 指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等 |                   | 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等       |                          |
|----------------|---------------------|-------------------|-----------------------------|--------------------------|
|                | 名 称                 | 主たる事務所の所在地        | 名 称                         | 所 在 地                    |
| 平成26年<br>10月1日 | 株式会社フォーチュン・サークル     | 群馬県太田市鳥山上町1565番地2 | フォーチュン・サークル訪問看護リハビリステーション栃木 | 栃木市境町30番地33              |
| 平成26年<br>12月1日 | 株式会社どこでも            | 芳賀郡益子町長堤574番地1    | どこでも訪問看護ステーション田野            | 芳賀郡益子町上山37番地1 ボニートA棟202号 |
| 平成27年<br>2月1日  | 株式会社リージョンリンク        | 那須烏山市金井2-18-3     | ケアーズ訪問看護リハビリステーション那須烏山      | 那須烏山市金井2-18-3            |

## 栃木県告示第131号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の

支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成27年3月27日

栃木県知事 福田 富一

## 1 居宅介護事業者

| 指 定<br>年 月 日  | 居 宅 介 護 事 業 者         |                       | 居 宅 介 護 事 業 所      |                       | 居宅介護<br>の 種 類 |
|---------------|-----------------------|-----------------------|--------------------|-----------------------|---------------|
|               | 名 称                   | 主たる事務所の所在地            | 名 称                | 所 在 地                 |               |
| 平成26年<br>7月2日 | 特定非営利活動法人<br>栃木かあさんの家 | 大田原市本町二丁目<br>2829番地91 | ヘルパーステーション<br>こすもす | 大田原市本町二丁目<br>2829番地91 | 訪問介護          |

## 2 介護予防事業者

| 指 定<br>年 月 日  | 介 護 予 防 事 業 者         |                       | 介 護 予 防 事 業 所      |                       | 介護予防<br>の 種 類 |
|---------------|-----------------------|-----------------------|--------------------|-----------------------|---------------|
|               | 名 称                   | 主たる事務所の所在地            | 名 称                | 所 在 地                 |               |
| 平成26年<br>7月2日 | 特定非営利活動法人<br>栃木かあさんの家 | 大田原市本町二丁目<br>2829番地91 | ヘルパーステーション<br>こすもす | 大田原市本町二丁目<br>2829番地91 | 介護予防<br>訪問介護  |

## 栃木県告示第132号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成27年3月27日

栃木県知事 福田 富一

## 1 居宅介護事業者

| 指 定<br>年 月 日   | 居 宅 介 護 事 業 者 |               | 居 宅 介 護 事 業 所         |              | 居宅介護<br>の 種 類 |
|----------------|---------------|---------------|-----------------------|--------------|---------------|
|                | 名 称           | 主たる事務所の所在地    | 名 称                   | 所 在 地        |               |
| 平成27年<br>2月25日 | 株式会社エフアンドエフ   | 佐野市植上町1479番地4 | 株式会社エフアンドエフ<br>オリーブ薬局 | 佐野市浅沼町848番地2 | 居宅療養<br>管理指導  |

## 2 介護予防事業者

| 指 定<br>年 月 日 | 介 護 予 防 事 業 者 |            | 介 護 予 防 事 業 所 |       | 介護予防<br>の 種 類 |
|--------------|---------------|------------|---------------|-------|---------------|
|              | 名 称           | 主たる事務所の所在地 | 名 称           | 所 在 地 |               |

|                |                 |                    |                            |                   |                      |
|----------------|-----------------|--------------------|----------------------------|-------------------|----------------------|
| 平成27年<br>2月25日 | 株式会社エフアン<br>ドエフ | 佐野市植上町1479番<br>地 4 | 株式会社エフアン<br>ドエフ オリーブ<br>薬局 | 佐野市浅沼町848番<br>地 2 | 介護予防<br>居宅療養<br>管理指導 |
|----------------|-----------------|--------------------|----------------------------|-------------------|----------------------|

栃木県告示第133号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条において準用する生活保護法第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する施術者を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成27年 3月27日

栃木県知事 福 田 富 一

| 指 定<br>年 月 日  | 施 術 者 |     | 施 術 所 |                          |
|---------------|-------|-----|-------|--------------------------|
|               | 氏 名   | 住 所 | 名 称   | 所 在 地                    |
| 平成26年<br>5月8日 | 川俣 昌弘 | -   | 太陽接骨院 | 下野市仁良川1477-10 26<br>街区15 |

栃木県告示第134号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第1項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成27年 3月27日

栃木県知事 福 田 富 一

| 指 定<br>年 月 日   | 施 術 者  |     | 施 術 所    |               |
|----------------|--------|-----|----------|---------------|
|                | 氏 名    | 住 所 | 名 称      | 所 在 地         |
| 平成26年<br>7月28日 | 幾田 健一  | -   | いくた接骨院   | 那須塩原市五軒町3番地25 |
| 平成26年<br>9月30日 | 井戸 友紀廣 | -   | マッサージゆるり | 鹿沼市貝島町5040番地8 |

栃木県告示第135号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第1項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成27年 3月27日

栃木県知事 福 田 富 一



| 指 定<br>年 月 日    | 施 術 者 |                                | 施 術 所          |                    |
|-----------------|-------|--------------------------------|----------------|--------------------|
|                 | 氏 名   | 住 所                            | 名 称            | 所 在 地              |
| 平成26年<br>11月1日  | 高橋 博幸 | —                              | ひだまり長生治<br>療院  | 足利市山川町58番地11       |
| 平成26年<br>11月27日 | 谷口 正浩 | —                              | 感謝堂整骨院         | 小山市西城南四丁目9番10<br>号 |
| 平成27年<br>1月7日   | 高橋 洋樹 | 栃木市大平町下皆川327番<br>地2 エスパシオ A201 | —              | —                  |
| 平成27年<br>2月10日  | 佐藤 勝子 | —                              | 佐藤治療院          | 足利市山下町1323番地4      |
| 平成27年<br>2月18日  | 石原 勇人 | —                              | 福居町訪問はり<br>きゅう | 足利市福居町380番地2       |

#### 栃木県告示第136号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成27年3月27日

栃木県知事 福 田 富 一

| 変 更 年 月 日  | 名 称           | 所 在 地                        |
|------------|---------------|------------------------------|
| 平成22年7月31日 | 有限会社メディカ サン薬局 | 下野市文教1-19-4<br>(下野市下古山344-2) |

(注) 表中の( )内は変更前のもの

#### 栃木県告示第137号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成27年3月27日

栃木県知事 福 田 富 一

病院、診療所又は薬局

| 変 更 年 月 日  | 名 称        | 所 在 地                       |
|------------|------------|-----------------------------|
| 平成26年7月26日 | 小川こどもクリニック | 鹿沼市貝島町5006-2<br>(鹿沼市貝島町785) |

(注) 表中の( )内は変更前のもの

#### 栃木県告示第138号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な

帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成27年3月27日

栃木県知事 福田 富一

病院、診療所又は薬局

| 変 更 年 月 日  | 名 称  | 所 在 地           |
|------------|--|-----------------|
| 平成26年10月1日 | 医療法人社団誠徳会 佐野在宅診療所<br>(医療法人社団誠徳会 佐野大橋クリニック) | 佐野市大橋町1997-23   |
| 平成26年10月1日 | 鹿沼脳神経外科<br>(池田脳神経外科)                       | 鹿沼市茂呂2027       |
| 平成26年10月1日 | 医療法人恵徳会 あさかクリニック<br>(医療法人恵徳会 磯外科小児科医院)     | 大田原市浅香3-3711-27 |

(注) 表中の ( ) 内は変更前のもの

#### 栃木県告示第139号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定介護機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成27年3月27日

栃木県知事 福田 富一

#### 1 居宅介護事業者

| 変 更 年 月 日 | 居 宅 介 護 事 業 者  |  | 居 宅 介 護 事 業 所 |                                  | 居宅介護の種 類 |
|-----------|----------------|--|---------------|----------------------------------|----------|
|           | 名 称            | 主たる事務所の所在地                                 | 名 称           | 所 在 地                            |          |
| 平成26年4月1日 | 株式会社ジャパンケアサービス | 東京都中央区日本橋小伝馬町13番4号<br>(東京都豊島区北大塚一丁目13番15号) | ジャパンケア栃木吹上    | 栃木市吹上町166番地1                     | 訪問介護     |
| 平成26年3月1日 | 廣田商事株式会社       | 栃木市箱森町51番41号<br>(栃木市嘉右衛門町12番16号)           | 廣田商事株式会社      | 栃木市箱森町51番41号<br>(栃木市嘉右衛門町12番16号) | 福祉用具貸与   |
| 平成26年4月1日 | 株式会社ジャパンケアサービス | 東京都中央区日本橋小伝馬町13番4号<br>(東京都豊島区北大塚一丁目13番15号) | ジャパンケア佐野富岡    | 佐野市富岡町193番地5ツカモトハイツ102号室         | 訪問介護     |
| 平成26年4月1日 | 株式会社ジャパンケアサービス | 東京都中央区日本橋小伝馬町13番4号<br>(東京都豊島区北大塚一丁目13番15号) | ジャパンケア佐野      | 佐野市赤見町3109番地1                    | 訪問入浴介護   |

|                |                    |  |                     |                                     |            |
|----------------|--------------------|--|---------------------|-------------------------------------|------------|
| 平成26年<br>4月1日  | 株式会社ワールド<br>ステイ    | 佐野市堀米町3860番<br>地14                                 | デイサービスセン<br>ター春日和佐野 | 佐野市浅沼町289番<br>地（佐野市堀米町<br>3860番地14） | 通所介護       |
| 平成26年<br>4月1日  | 株式会社ジャパ<br>ンケアサービス | 東京都中央区日本橋<br>小伝馬町13番4号<br>（東京都豊島区北大<br>塚一丁目13番15号） | ジャパンケア小山            | 小山市天神町一丁目<br>4番31号前沢第3ビ<br>ル2階南室    | 訪問介護       |
| 平成26年<br>4月5日  | 株式会社ジャパ<br>ンケアサービス | 東京都中央区日本橋<br>小伝馬町13番4号<br>（東京都豊島区北大<br>塚一丁目13番15号） | ジャパンケア矢板            | 矢板市東町1250番地<br>1                    | 訪問介護       |
| 平成26年<br>4月5日  | 株式会社ジャパ<br>ンケアサービス | 東京都中央区日本橋<br>小伝馬町13番4号<br>（東京都豊島区北大<br>塚一丁目13番15号） | ジャパンケア矢板            | 矢板市東町1250番地<br>1                    | 通所介護       |
| 平成26年<br>3月10日 | 株式会社エポック           | 矢板市末広町11番地<br>6（矢板市末広町45<br>番地7）                   | エポックケア              | 矢板市末広町11番地<br>6（矢板市末広町45<br>番地7）    | 福祉用具<br>貸与 |
| 平成26年<br>4月5日  | 株式会社ジャパ<br>ンケアサービス | 東京都中央区日本橋<br>小伝馬町13番4号<br>（東京都豊島区北大<br>塚一丁目13番15号） | ジャパンケア大田<br>原       | 大田原市薄葉2206番<br>地2金井倉庫付事務<br>所102号   | 訪問入浴<br>介護 |

(注) 表中の（ ）内は変更前のもの

## 2 居宅介護支援事業者

| 変 更<br>年 月 日   | 居 宅 介 護 支 援 事 業 者  |  | 居 宅 介 護 支 援 事 業 所                           |  |
|----------------|--------------------|--|---|--|
|                | 名 称                | 主 たる 事 務 所<br>の 所 在 地                              | 名 称   | 所 在 地  |
| 平成26年<br>4月1日  | 株式会社ジャパ<br>ンケアサービス | 東京都中央区日本橋小<br>伝馬町13番4号（東京<br>都豊島区北大塚一丁目<br>13番15号） | ジャパンケア佐野富<br>岡                              | 佐野市富岡町193番地5<br>ツカモトハイツ102号室                         |
| 平成26年<br>4月1日  | 医療法人英静会            | 日光市今市674番地   | ケアプランセンター<br>もりのいえ（在宅介<br>護支援センターもり<br>のいえ） | 日光市根室607番地5  |
| 平成26年<br>4月10日 | 特定非営利活動法人<br>あじさい  | 小山市土塔247番地30                                       | デイホームあじさい<br>参番館                            | 小山市犬塚998番地311<br>ヴィラフォーレ102号室<br>（小山市城東二丁目8<br>番19号） |
| 平成26年<br>4月1日  | 株式会社ジャパ<br>ンケアサービス | 東京都中央区日本橋小<br>伝馬町13番4号（東京<br>都豊島区北大塚一丁目<br>13番15号） | ジャパンケア小山                                    | 小山市天神町一丁目4<br>番31号前沢第3ビル2<br>階南室                     |
| 平成26年<br>4月5日  | 株式会社ジャパ<br>ンケアサービス | 東京都中央区日本橋小<br>伝馬町13番4号（東京<br>都豊島区北大塚一丁目<br>13番15号） | ジャパンケア矢板                                    | 矢板市東町1250番地1   |

(注) 表中の( )内は変更前のもの

## 3 特定福祉用具販売事業者

| 変更年月日      | 特定福祉用具販売事業者 |                              | 特定福祉用具販売事業所 |                              |
|------------|-------------|------------------------------|-------------|------------------------------|
|            | 名称          | 主たる事務所の所在地                   | 名称          | 所在地                          |
| 平成26年3月10日 | 株式会社エポック    | 矢板市末広町11番地6<br>(矢板市末広町45番地7) | エポックケア      | 矢板市末広町11番地6<br>(矢板市末広町45番地7) |

(注) 表中の( )内は変更前のもの

## 4 介護予防事業者

| 変更年月日      | 介護予防事業者        |  | 介護予防事業所         |                              | 介護予防の種類    |
|------------|----------------|--|-----------------|------------------------------|------------|
|            | 名称             | 主たる事務所の所在地                                 | 名称              | 所在地                          |            |
| 平成26年4月1日  | 株式会社ジャパンケアサービス | 東京都中央区日本橋小伝馬町13番4号<br>(東京都豊島区北大塚一丁目13番15号) | ジャパンケア栃木吹上      | 栃木市吹上町166番地1                 | 介護予防訪問介護   |
| 平成26年4月1日  | 株式会社ジャパンケアサービス | 東京都中央区日本橋小伝馬町13番4号<br>(東京都豊島区北大塚一丁目13番15号) | ジャパンケア佐野富岡      | 佐野市富岡町193番地5ツカモトハイツ102号室     | 介護予防訪問介護   |
| 平成26年4月1日  | 株式会社ジャパンケアサービス | 東京都中央区日本橋小伝馬町13番4号<br>(東京都豊島区北大塚一丁目13番15号) | ジャパンケア佐野        | 佐野市赤見町3109番地1                | 介護予防訪問入浴介護 |
| 平成26年4月1日  | 株式会社ワールドステイ    | 佐野市堀米町3860番地14                             | デイサービスセンター春日和佐野 | 佐野市浅沼町289番地(佐野市堀米町3860番地14)  | 介護予防通所介護   |
| 平成26年4月1日  | 株式会社ジャパンケアサービス | 東京都中央区日本橋小伝馬町13番4号<br>(東京都豊島区北大塚一丁目13番15号) | ジャパンケア小山        | 小山市天神町一丁目4番31号前沢第3ビル2階南室     | 介護予防訪問介護   |
| 平成26年4月5日  | 株式会社ジャパンケアサービス | 東京都中央区日本橋小伝馬町13番4号<br>(東京都豊島区北大塚一丁目13番15号) | ジャパンケア矢板        | 矢板市東町1250番地1                 | 介護予防訪問介護   |
| 平成26年4月5日  | 株式会社ジャパンケアサービス | 東京都中央区日本橋小伝馬町13番4号<br>(東京都豊島区北大塚一丁目13番15号) | ジャパンケア矢板        | 矢板市東町1250番地1                 | 介護予防通所介護   |
| 平成26年3月10日 | 株式会社エポック       | 矢板市末広町11番地6<br>(矢板市末広町45番地7)               | エポックケア          | 矢板市末広町11番地6<br>(矢板市末広町45番地7) | 介護予防福祉用具貸与 |
| 平成26年4月5日  | 株式会社ジャパンケアサービス | 東京都中央区日本橋小伝馬町13番4号<br>(東京都豊島区北大塚一丁目13番15号) | ジャパンケア大田原       | 大田原市薄葉2206番地2金井倉庫付事務所102号    | 介護予防訪問入浴介護 |

(注) 表中の ( ) 内は変更前のもの

## 5 特定介護予防福祉用具販売事業者

| 変 更<br>年 月 日   | 特定介護予防福祉用具販売事業者 |                              | 特定介護予防福祉用具販売事業所 |                              |
|----------------|-----------------|------------------------------|-----------------|------------------------------|
|                | 名 称             | 主たる事務所の所在地                   | 名 称             | 所 在 地                        |
| 平成26年<br>3月10日 | 株式会社エポック        | 矢板市末広町11番地6<br>(矢板市末広町45番地7) | エポックケア          | 矢板市末広町11番地6<br>(矢板市末広町45番地7) |

(注) 表中の ( ) 内は変更前のもの

## 栃木県告示第140号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定介護機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成27年3月27日

栃木県知事 福田 富 一

## 1 居宅介護事業者

| 変 更<br>年 月 日  | 居 宅 介 護 事 業 者            |  | 居 宅 介 護 事 業 所        |                                       | 居宅介護<br>の 種 類 |
|---------------|--------------------------|--|----------------------|---------------------------------------|---------------|
|               | 名 称                      | 主たる事務所の所在地                                     | 名 称                  | 所 在 地                                 |               |
| 平成26年<br>9月1日 | ウエルシア薬局株式会社（ウエルシア関東株式会社） | 東京都千代田区外神田二丁目2番15号<br>(埼玉県さいたま市見沼区東大宮四丁目47番地7) | ウエルシア薬局大平店           | 栃木市大平町西野田152番地                        | 居宅療養<br>管理指導  |
| 平成26年<br>7月1日 | 株式会社ジャパンケアサービス           | 東京都中央区日本橋小伝馬町13番4号                             | ジャパンケア佐野（ジャパンケア佐野富岡） | 佐野市浅沼町836番地（佐野市富岡町193番地5ツカモトハイツ102号室） | 訪問介護          |
| 平成26年<br>7月1日 | 株式会社ジャパンケアサービス           | 東京都中央区日本橋小伝馬町13番4号                             | ジャパンケア佐野             | 佐野市浅沼町836番地（佐野市赤見町3109番地1）            | 訪問入浴<br>介護    |
| 平成26年<br>9月1日 | ウエルシア薬局株式会社（ウエルシア関東株式会社） | 東京都千代田区外神田二丁目2番15号<br>(埼玉県さいたま市見沼区東大宮四丁目47番地7) | ウエルシア薬局小山雨ヶ谷店        | 小山市雨ヶ谷802番地3                          | 居宅療養<br>管理指導  |
| 平成26年<br>9月1日 | ウエルシア薬局株式会社（ウエルシア関東株式会社） | 東京都千代田区外神田二丁目2番15号<br>(埼玉県さいたま市見沼区東大宮四丁目47番地7) | ウエルシア薬局小山犬塚店         | 小山市犬塚六丁目8番2号                          | 居宅療養<br>管理指導  |

|               |                          |  |                  |               |              |
|---------------|--------------------------|--|------------------|---------------|--------------|
| 平成26年<br>9月1日 | ウエルシア薬局株式会社（ウエルシア関東株式会社） | 東京都千代田区外神田二丁目2番15号（埼玉県さいたま市見沼区東大宮四丁目47番地7） | ウエルシア薬局小<br>山城東店 | 小山市城東三丁目23番4号 | 居宅療養<br>管理指導 |
| 平成26年<br>9月1日 | ウエルシア薬局株式会社（ウエルシア関東株式会社） | 東京都千代田区外神田二丁目2番15号（埼玉県さいたま市見沼区東大宮四丁目47番地7） | ウエルシア薬局真<br>岡熊倉店 | 真岡市熊倉一丁目1番1号  | 居宅療養<br>管理指導 |

(注) 表中の（ ）内は変更前のもの

## 2 居宅介護支援事業者

| 変<br>更<br>年<br>月<br>日 | 居 宅 介 護 支 援 事 業 者 |                    | 居 宅 介 護 支 援 事 業 所    |                                       |
|-----------------------|-------------------|--------------------|----------------------|---------------------------------------|
|                       | 名 称               | 主たる事務所の所在地         | 名 称                  | 所 在 地                                 |
| 平成26年<br>7月1日         | 株式会社ジャパンケアサービス    | 東京都中央区日本橋小伝馬町13番4号 | ジャパンケア佐野（ジャパンケア佐野富岡） | 佐野市浅沼町836番地（佐野市富岡町193番地5ツカモトハイツ102号室） |

(注) 表中の（ ）内は変更前のもの

## 3 介護予防事業者

| 変<br>更<br>年<br>月<br>日 | 介 護 予 防 事 業 者            |  | 介 護 予 防 事 業 所        |                                       | 介護予防の種<br>類          |
|-----------------------|--------------------------|--|----------------------|---------------------------------------|----------------------|
|                       | 名 称                      | 主たる事務所の所在地                                 | 名 称                  | 所 在 地                                 |                      |
| 平成26年<br>9月1日         | ウエルシア薬局株式会社（ウエルシア関東株式会社） | 東京都千代田区外神田二丁目2番15号（埼玉県さいたま市見沼区東大宮四丁目47番地7） | ウエルシア薬局大<br>平店       | 栃木市大平町西野田152番地                        | 介護予防<br>居宅療養<br>管理指導 |
| 平成26年<br>7月1日         | 株式会社ジャパンケアサービス           | 東京都中央区日本橋小伝馬町13番4号                         | ジャパンケア佐野（ジャパンケア佐野富岡） | 佐野市浅沼町836番地（佐野市富岡町193番地5ツカモトハイツ102号室） | 介護予防<br>訪問介護         |
| 平成26年<br>7月1日         | 株式会社ジャパンケアサービス           | 東京都中央区日本橋小伝馬町13番4号                         | ジャパンケア佐野             | 佐野市浅沼町836番地（佐野市赤見町3109番地1）            | 介護予防<br>訪問入浴<br>介護   |
| 平成26年<br>9月1日         | ウエルシア薬局株式会社（ウエルシア関東株式会社） | 東京都千代田区外神田二丁目2番15号（埼玉県さいたま市見沼区東大宮四丁目47番地7） | ウエルシア薬局小<br>山雨ヶ谷店    | 小山市雨ヶ谷802番地3                          | 介護予防<br>居宅療養<br>管理指導 |
| 平成26年<br>9月1日         | ウエルシア薬局株式会社（ウエルシア関東株式会社） | 東京都千代田区外神田二丁目2番15号（埼玉県さいたま市見沼区東大宮四丁目47番地7） | ウエルシア薬局小<br>山大塚店     | 小山市犬塚六丁目8番2号                          | 介護予防<br>居宅療養<br>管理指導 |

|               |                          |  |                  |               |                      |
|---------------|--------------------------|--|------------------|---------------|----------------------|
| 平成26年<br>9月1日 | ウエルシア薬局株式会社（ウエルシア関東株式会社） | 東京都千代田区外神田二丁目2番15号（埼玉県さいたま市見沼区東大宮四丁目47番地7） | ウエルシア薬局小<br>山城東店 | 小山市城東三丁目23番4号 | 介護予防<br>居宅療養<br>管理指導 |
| 平成26年<br>9月1日 | ウエルシア薬局株式会社（ウエルシア関東株式会社） | 東京都千代田区外神田二丁目2番15号（埼玉県さいたま市見沼区東大宮四丁目47番地7） | ウエルシア薬局真<br>岡熊倉店 | 真岡市熊倉一丁目1番1号  | 介護予防<br>居宅療養<br>管理指導 |

(注) 表中の ( ) 内は変更前のもの

### 栃木県告示第141号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定介護機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成27年3月27日

栃木県知事 福 田 富 一

#### 1 居宅介護事業者

| 変 更<br>年 月 日   | 居 宅 介 護 事 業 者   |                                    | 居 宅 介 護 事 業 所              |                                    | 居宅介護<br>の 種 類 |
|----------------|-----------------|------------------------------------|----------------------------|------------------------------------|---------------|
|                | 名 称             | 主たる事務所の所在地                         | 名 称                        | 所 在 地                              |               |
| 平成26年<br>10月1日 | 株式会社トラス<br>ト・ケア | 栃木市大町19番10号<br>（栃木市川原田町<br>240番地1） | 株式会社トラス<br>ト・ケア            | 栃木市大町19番10号<br>（栃木市川原田町<br>240番地1） | 福祉用具<br>貸与    |
| 平成26年<br>10月1日 | 医療法人社団誠徳<br>会   | 佐野市大橋町字三ツ<br>橋1997番地23             | 佐野在宅診療所<br>（佐野大橋クリ<br>ニック） | 佐野市大橋町字三ツ<br>橋1997番地23             | 居宅療養<br>管理指導  |

(注) 表中の ( ) 内は変更前のもの

#### 2 特定福祉用具販売事業者

| 変 更<br>年 月 日   | 特 定 福 祉 用 具 販 売 事 業 者 |                                    | 特 定 福 祉 用 具 販 売 事 業 所 |                                    |
|----------------|-----------------------|------------------------------------|-----------------------|------------------------------------|
|                | 名 称                   | 主たる事務所の所在地                         | 名 称                   | 所 在 地                              |
| 平成26年<br>10月1日 | 株式会社トラス<br>ト・ケア       | 栃木市大町19番10号<br>（栃木市川原田町<br>240番地1） | 株式会社トラス<br>ト・ケア       | 栃木市大町19番10号<br>（栃木市川原田町<br>240番地1） |

(注) 表中の ( ) 内は変更前のもの

#### 3 介護予防事業者

| 変 更<br>年 月 日 | 介 護 予 防 事 業 者 |            | 介 護 予 防 事 業 所 |       | 介護予防<br>の 種 類 |
|--------------|---------------|------------|---------------|-------|---------------|
|              | 名 称           | 主たる事務所の所在地 | 名 称           | 所 在 地 |               |

|                |                 |                                    |                            |                                    |                      |
|----------------|-----------------|------------------------------------|----------------------------|------------------------------------|----------------------|
| 平成26年<br>10月1日 | 株式会社トラス<br>ト・ケア | 栃木市大町19番10号<br>(栃木市川原田町<br>240番地1) | 株式会社トラス<br>ト・ケア            | 栃木市大町19番10号<br>(栃木市川原田町<br>240番地1) | 介護予防<br>福祉用具<br>貸与   |
| 平成26年<br>10月1日 | 医療法人社団誠徳<br>会   | 佐野市大橋町字三ツ<br>橋1997番地23             | 佐野在宅診療所<br>(佐野大橋クリ<br>ニック) | 佐野市大橋町字三ツ<br>橋1997番地23             | 介護予防<br>居宅療養<br>管理指導 |

(注) 表中の ( ) 内は変更前のもの

#### 4 特定介護予防福祉用具販売事業者

| 変 更<br>年 月 日   | 特定介護予防福祉用具販売事業者 |                                    | 特定介護予防福祉用具販売事業所 |                                    |
|----------------|-----------------|------------------------------------|-----------------|------------------------------------|
|                | 名 称             | 主たる事務所の所在地                         | 名 称             | 所 在 地                              |
| 平成26年<br>10月1日 | 株式会社トラス・<br>ケア  | 栃木市大町19番10号<br>(栃木市川原田町240番<br>地1) | 株式会社トラス・<br>ケア  | 栃木市大町19番10号<br>(栃木市川原田町240番<br>地1) |

(注) 表中の ( ) 内は変更前のもの

#### 栃木県告示第142号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成27年3月27日

栃木県知事 福 田 富 一

| 廃止年月日       | 名 称             | 所 在 地      |
|-------------|-----------------|------------|
| 平成13年10月31日 | 訪問看護ステーション アゼリア | 矢板市末広町45-3 |

#### 栃木県告示第143号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成27年3月27日

栃木県知事 福 田 富 一

#### 病院、診療所又は薬局

| 廃止年月日      | 名 称               | 所 在 地           |
|------------|-------------------|-----------------|
| 平成26年7月13日 | 滝口歯科医院            | 佐野市富岡町641-8     |
| 平成26年7月31日 | 及川歯科医院            | 芳賀郡益子町944-15    |
| 平成26年9月30日 | 歯科あべクリニック         | 足利市堀込町2023-3    |
| 平成26年9月30日 | きさくデンタルクリニック      | 下都賀郡壬生町壬生丁219   |
| 平成26年8月31日 | フクシ中央薬局           | 小山市中央町2-1-22    |
| 平成26年8月31日 | 株式会社ピノキオ薬局 スマイル薬局 | 下野市下古山字北原3378-1 |
| 平成26年8月31日 | フクシ小金井薬局          | 下野市小金井1-14-14   |



|            |            |                      |
|------------|------------|----------------------|
| 平成26年8月31日 | チューリップ薬局   | 河内郡上三川町大字大山字上ノ原468-1 |
| 平成26年9月30日 | ひかり薬局那須日赤前 | 大田原市町島4-8            |

#### 栃木県告示第144号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成27年3月27日

栃木県知事 福 田 富 一

病院、診療所又は薬局

| 廃止年月日       | 名 称             | 所 在 地                                 |
|-------------|-----------------|---------------------------------------|
| 平成26年10月1日  | 前田メディカルクリニック    | 小山市喜沢1475 おやまゆうえんハーベストウォーク ヨークベニマル棟2階 |
| 平成26年10月31日 | 石井眼科医院          | 佐野市高砂町8                               |
| 平成26年10月31日 | 高根沢皮フ科クリニック     | 塩谷郡高根沢町宝石台2-5-18                      |
| 平成26年12月19日 | 滝澤小児科医院         | 足利市利保町1-25-11                         |
| 平成26年10月31日 | 株式会社ピノキオ薬局 黒磯店  | 那須塩原市錦町4-18                           |
| 平成27年1月31日  | サンドラッグおやまゆうえん薬局 | 小山市喜沢1475 おやまゆうえんハーベストウォーク1F          |

#### 栃木県告示第145号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成27年3月27日

栃木県知事 福 田 富 一

病院、診療所又は薬局

| 休止年月日      | 名 称       | 所 在 地        |
|------------|-----------|--------------|
| 平成26年12月1日 | 朝倉歯科クリニック | 足利市朝倉町2-15-3 |

#### 栃木県告示第146号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を再開した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成27年3月27日

栃木県知事 福 田 富 一

| 再 開 年 月 日    | 名 称      | 所 在 地            |
|--------------|----------|------------------|
| 平成26年 5 月12日 | 医療法人大野医院 | 大田原市中央 1 - 9 - 7 |

(保健福祉課)

栃木県告示第147号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第19条の規定により指定医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第24条の規定により公示する。

平成27年 3 月27日

栃木県知事 福 田 富 一

薬局

| 名 称       | 所 在 地                         | 開 設 者 名       | 変 更 年 月 日    |
|-----------|-------------------------------|---------------|--------------|
| さつき薬局 貝島店 | 鹿沼市貝島町5006-3<br>(鹿沼市貝島町785-3) | 株式会社パワーファーマシー | 平成27年 1 月22日 |

※表中の ( ) 内は変更前のもの

(健康増進課)

栃木県告示第148号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請のあった農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により次のとおり公告する。

平成27年 3 月27日

栃木県知事 福 田 富 一

| 賃借権の設定等を受ける者 |                    | 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番      | 認可年月日        |
|--------------|--------------------|---------------------------|--------------|
| 氏名又は名称       | 住 所                |                           |              |
| 小 森 和 一      | 宇都宮市竹林町409番地2      | 宇都宮市海道町字上八郎五369番1ほか1筆     | 平成27年 3 月18日 |
| 齊 藤 隆 一      | 宇都宮市下栗 1 丁目12番 5 号 | 宇都宮市下栗町1501番              | 平成27年 3 月18日 |
| 鈴 木 康 男      | 宇都宮市砥上町492番地       | 宇都宮市砥上町1832番ほか 4 筆        | 平成27年 3 月18日 |
| 樋 口 克 之      | 宇都宮市福岡町1317番地 2    | 宇都宮市田野町364番               | 平成27年 3 月18日 |
| 鱒 淵 恵 一      | 宇都宮市上桑島町573番地      | 宇都宮市上桑島町3142番ほか 1 筆       | 平成27年 3 月18日 |
| 吉 澤 哲 夫      | 宇都宮市柳田町296番地       | 宇都宮市下平出町2603番             | 平成27年 3 月18日 |
| 櫻 井 博 行      | 芳賀郡益子町大字七井2675番地   | 芳賀郡益子町大字七井字上ノ田4943番ほか 3 筆 | 平成27年 3 月18日 |
| 櫻 井 博 行      | 芳賀郡益子町大字七井2675番地   | 芳賀郡益子町大字七井字台3807番ほか 5 筆   | 平成27年 3 月18日 |
| 大 越 敦 夫      | 芳賀郡茂木町大字増井494番地 6  | 芳賀郡茂木町大字牧野3429番 2 ほか 1 筆  | 平成27年 3 月18日 |

|                         |                   |                        |            |
|-------------------------|-------------------|------------------------|------------|
| 永尾 猛                    | 芳賀郡茂木町大字林918番地1   | 芳賀郡茂木町大字牧野3433番        | 平成27年3月18日 |
| 羽川 智久                   | 芳賀郡茂木町大字下菅又483番地  | 芳賀郡茂木町大字牧野3440番1ほか2筆   | 平成27年3月18日 |
| 農事組合法人茂木農産代表理事 小堀 昌仁    | 芳賀郡茂木町大字天子120番地   | 芳賀郡茂木町大字牧野3404番ほか16筆   | 平成27年3月18日 |
| 農事組合法人そばの里まぎの代表理事 穀野 一男 | 芳賀郡茂木町大字牧野249番地   | 芳賀郡茂木町大字牧野字古家20番1ほか59筆 | 平成27年3月18日 |
| 鈴木 敬                    | 矢板市幸岡1352番地       | 矢板市矢板字四斗蒔349番ほか1筆      | 平成27年3月18日 |
| 小川 正憲                   | 矢板市下伊佐野35番地       | 矢板市上太田字高田249番ほか6筆      | 平成27年3月18日 |
| 川上 秀子                   | 塩谷郡塩谷町大字原萩野目224番地 | 塩谷郡塩谷町大字道下字赤石913番1ほか4筆 | 平成27年3月18日 |
| 株式会社和氣ふぁーむ代表取締役 和氣勝英    | 塩谷郡塩谷町大字泉342番地    | 塩谷郡塩谷町大字風見字後田846番ほか8筆  | 平成27年3月18日 |
| 伴 千代子                   | 大田原市萩野目57番地20     | 大田原市親園字権現堂3160番ほか4筆    | 平成27年3月18日 |
| 川上 偉功                   | 大田原市佐良土1186番地     | 大田原市佐良土字星ノ宮3685番2ほか8筆  | 平成27年3月18日 |
| 菊池 隆雄                   | 大田原市北金丸1797番地     | 大田原市北金丸字中曾根1060番1ほか2筆  | 平成27年3月18日 |
| 関谷 雄一                   | 大田原市河原728番地       | 大田原市河原字上河原557番1ほか1筆    | 平成27年3月18日 |
| 矢板 輝夫                   | 大田原市下石上1249番地     | 大田原市下石上字下石上197番ほか1筆    | 平成27年3月18日 |
| 印南 正彦                   | 大田原市下石上1303番地     | 大田原市下石上字下石上229番ほか7筆    | 平成27年3月18日 |
| 川又 豊藏                   | 大田原市佐良土2343番地     | 大田原市湯津上字下大野4018番ほか2筆   | 平成27年3月18日 |
| 郡司 裕一                   | 大田原市佐良土2039番地     | 大田原市佐良土字大通地4432番ほか1筆   | 平成27年3月18日 |
| 古谷 慶一                   | 大田原市加治屋94番地       | 大田原市加治屋字加治屋94番289ほか3筆  | 平成27年3月18日 |
| 後藤 勝                    | 大田原市市野沢1801番地1    | 大田原市市野沢字後木曾2604番       | 平成27年3月18日 |

(経営技術課)

## 栃木県告示第149号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年3月27日から同年4月27日まで一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

栃木県知事 福田 富一

## I

道路の種類 一般国道

路線名 121号

道路の区域

| 整理番号 | 変更前後の別 | 区 間                                | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備 考 |
|------|--------|------------------------------------|-----------------|---------------|-----|
|      | 前      | 日光市文挾町字東側424から<br>日光市文挾町字桑原130-1まで | 7.8～12.2        | 165.0         |     |
|      | 後      | 日光市文挾町字東側424から<br>日光市文挾町字桑原130-1まで | 9.4～15.0        | 165.0         |     |

## II

道路の種類 一般国道

路線名 293号

道路の区域

| 整理番号 | 変更前後の別 | 区 間                                      | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備 考                                  |
|------|--------|--|-----------------|---------------|--------------------------------------|
|      | 前      | 鹿沼市上殿町字大門宿258-1から<br>鹿沼市奈佐原町字英町360-1まで   | 11.8～32.5       | 2,662.0       |                                      |
|      | 後A     | 鹿沼市上殿町字大門宿258-1から<br>鹿沼市奈佐原町字英町360-1まで   | 11.8～32.5       | 2,662.0       | A及びBは、<br>関係図面で表<br>示する敷地の<br>区分をいう。 |
|      | 後B     | 鹿沼市上殿町字大門宿258-1から<br>鹿沼市下奈良部町字栗野道下1157まで | 12.8～30.3       | 3,653.0       |                                      |

## III

道路の種類 一般国道

路線名 352号

道路の区域

| 整理番号 | 変更前後の別 | 区 間                                | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備 考 |
|------|--------|------------------------------------|-----------------|---------------|-----|
|      | 前      | 日光市文挾町字東側424から<br>日光市文挾町字桑原130-1まで | 7.8～12.2        | 165.0         |     |
|      | 後      | 日光市文挾町字東側424から<br>日光市文挾町字桑原130-1まで | 9.4～15.0        | 165.0         |     |

## IV

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 宇都宮今市線

道路の区域

| 整理番号 | 変更前後の別 | 区 間                               | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備 考 |
|------|--------|-----------------------------------|-----------------|---------------|-----|
| 14   | 前      | 日光市小倉字東原893から<br>日光市文挾町字東側434-3まで | 7.8～12.2        | 156.0         |     |
|      | 後      | 日光市小倉字東原893から<br>日光市文挾町字東側434-3まで | 9.4～15.0        | 156.0         |     |

**栃木県告示第150号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年3月27日から同年4月27日まで一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

栃木県知事 福田 富 一

| 整理番号 | 路 線 名                  | 供 用 開 始 の 区 間                          | 供用開始の期日    |
|------|------------------------|--|------------|
|      | 一 般 国 道 293 号          | 宇都宮市中里町315-5 から<br>宇都宮市中里町315-4 まで     | 平成27年3月27日 |
|      | 一 般 国 道 352 号          | 鹿沼市北赤塚町55-8 から<br>下都賀郡壬生町大字七ツ石652-3 まで | 平成27年3月27日 |
| 3    | 主 要 地 方 道<br>宇都宮亀和田栃木線 | 鹿沼市北赤塚町54-8 から<br>鹿沼市北赤塚町54-8 まで       | 平成27年3月27日 |
| 240  | 一 般 県 道<br>石 裂 上 日 向 線 | 鹿沼市加園677-1 から<br>鹿沼市加園680-1 まで         | 平成27年3月27日 |

(道路保全課)

**栃木県告示第151号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和47年栃木県告示第994号宇都宮都市計画下水道事業鹿沼市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成27年3月27日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 施行者の名称  
鹿沼市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
宇都宮都市計画下水道事業鹿沼市公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和47年12月19日～平成34年3月31日
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

**栃木県告示第152号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成5年栃木県告示第117号栗野都市計画下水道事業鹿沼市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成27年3月27日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 施行者の名称  
鹿沼市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
栗野都市計画下水道事業鹿沼市公共下水道

- 3 事業施行期間  
平成5年2月19日～平成34年3月31日
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

**栃木県告示第153号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により昭和49年栃木県告示第58号黒磯都市計画下水道事業黒磯公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成27年3月27日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 施行者の名称  
那須塩原市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
黒磯都市計画下水道事業黒磯公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和49年1月25日～平成34年3月31日
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

**栃木県告示第154号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により昭和56年栃木県告示第757号西那須野都市計画下水道事業西那須野公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成27年3月27日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 施行者の名称  
那須塩原市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
西那須野都市計画下水道事業西那須野公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和56年7月24日～平成34年3月31日
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

**栃木県告示第155号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により昭和51年栃木県告示第1140号塩原都市計画下水道事業塩原公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項

の規定により告示する。

平成27年3月27日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 施行者の名称  
那須塩原市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
塩原都市計画下水道事業塩原公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和51年12月28日～平成34年3月31日
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

(都市整備課)

栃木県告示第156号

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第6条の規定により、栃木県収入証紙を売りさばく者として次の者を指定したので、同条例第14条の規定により公告する。

平成27年3月27日

栃木県知事 福 田 富 一

| 指 定 年 月 日  | 氏 名 又 は 名 称 | 売 り さ ば き 場 所             |
|------------|-------------|---------------------------|
| 平成27年3月18日 | 那須町         | 那須郡那須町大字寺子丙3-13<br>那須町会計課 |

(会計局会計管理課)

公 告

○平成27年度栃木県立産業技術専門校訓練生の募集

平成27年度に入校する栃木県立産業技術専門校訓練生を次のとおり募集するので、栃木県立産業技術専門校規則（昭和47年栃木県規則第36号）第9条の規定により公告する。

平成27年3月27日

栃木県知事 福 田 富 一

I

- 1 募集する訓練課程  
普通職業訓練 短期課程（委託コース）
- 2 募集予定人員

| 産業技術専門校名      | 所 在 地 等  | 訓 練 科 名      | 定員（人）      | 対 象 者      |
|---------------|--|--------------|------------|------------|
| 県央<br>産業技術専門校 | 〒321-0905<br>宇都宮市平出工業団地48-4<br>電話 028-689-6380 | 福祉サービス・介護事務科 | 20<br>15×2 | 若年者等       |
|               |  | OA経理・総務実務科   | 20<br>15   | 離転職者       |
|               |  |              | 5          | ひとり親家庭の父母等 |

|               |  |                  |      |            |
|---------------|--|------------------|------|------------|
|               |  | ファイナンシャルプランナー科   | 20   | 離転職者       |
|               |  | I Tスペシャリスト科      | 20   | 離転職者       |
|               |  | 介護職員初任者研修科       | 20×2 | 離転職者       |
|               |  | 医療事務（医科・歯科）科     | 20   | 離転職者       |
|               |  | O A事務科           | 20×2 | 離転職者       |
|               |  | 宅建ビジネス科          | 20   | 離転職者       |
|               |  | 初任者・介護ケアスキルマスター科 | 20   | 離転職者       |
|               |  | インテリアC A D科      | 20   | 離転職者       |
|               |  | O A経理実務科         | 15   | 若年者等       |
|               |  | 医療事務・調剤薬局事務科     | 15   | 離転職者       |
|               |  |                  | 5    | ひとり親家庭の父母等 |
|               |  | I T基礎知識資格取得科     | 20   | 離転職者       |
|               |  | O A簿記ビジネス科       | 20   | 離転職者       |
|               |  | 福祉サービス科          | 20   | 離転職者       |
|               |  | 初任者研修マスター科       | 20   | 離転職者       |
|               |  | W e bクリエイター科     | 20   | 離転職者       |
|               |  | O A経理事務科         | 15   | 若年者等       |
|               |  | 医事・医師事務・コンシェルジュ科 | 20   | 離転職者       |
|               |  | ビジネスP C活用科       | 20   | 離転職者       |
| 県北<br>産業技術専門校 | 〒325-0001<br>那須郡那須町大字高久甲<br>5226-24<br>電話 0287-64-4000 | 福祉サービス科          | 20×2 | 離転職者       |
|               |  |                  | 15   |            |
|               |  |                  | 5    | ひとり親家庭の父母等 |
|               |  | O A総務事務科         | 20   | 離転職者       |
|               |  | 福祉サービス・介護事務科     | 20   | 若年者等       |
|               |  | キャリアデザイン科        | 15   | 離転職者       |
|               |  | I T基礎知識資格取得科     | 20   | 離転職者       |
|               |  | 医療事務・調剤薬局事務科     | 15   | 離転職者       |
| O A経理事務科      | 20   | 離転職者             |      |            |
| W e b事務科      | 20   | 離転職者             |      |            |



|   |              |      |            |
|---|--------------|------|------------|
| 県南<br>産業技術専門学校<br>〒329-4214<br>足利市多田木町76<br>電話 0284-91-0803 | 福祉サービス科      | 20×3 | 離転職者       |
|   | O A簿記ビジネス科   | 20   | 離転職者       |
|   |              | 15   | 若年者等       |
|   | O A経理労務実務科   | 20   | 離転職者       |
|   |              | 15   |            |
|   |              | 5    | ひとり親家庭の父母等 |
|   | 宅建ビジネス科      | 20   | 離転職者       |
|   | 医療事務・パソコン事務科 | 20   | 離転職者       |
|   | Webクリエイター科   | 20   | 離転職者       |
|   | IT基礎知識資格取得科  | 20   | 離転職者       |
|   | O A経理事務科     | 15   | 若年者等       |
|   | 介護職員初任者研修科   | 20×2 | 離転職者       |
|   | 医療事務・調剤事務科   | 20   | 離転職者       |
|   | Web事務科       | 20   | 離転職者       |
| ビジネスO A科  | 20           | 離転職者 |            |

注) 全ての訓練科について専修学校等に委託して実施する。

3 訓練期間及び応募資格

(1) 訓練期間

| 訓練科名             | 訓練期間 | 入校月      | 対象者        |
|------------------|------|----------|------------|
| 福祉サービス・介護事務科     | 4か月  | 6月、8月、9月 | 若年者等       |
| O A経理・総務実務科      | 3か月  | 6月、11月   | 離転職者       |
|                  |      | 6月       | ひとり親家庭の父母等 |
| ファイナンシャルプランナー科   | 3か月  | 6月       | 離転職者       |
| ITスペシャリスト科       | 9か月  | 6月       | 離転職者       |
| 介護職員初任者研修科       | 2か月  | 7月、1月    | 離転職者       |
|                  | 3か月  | 10月      |            |
| 医療事務(医科・歯科)科     | 3か月  | 7月       | 離転職者       |
| O A事務科           | 3か月  | 7月、9月    | 離転職者       |
| 宅建ビジネス科          | 3か月  | 7月       | 離転職者       |
| 初任者・介護ケアスキルマスター科 | 3か月  | 8月       | 離転職者       |
| インテリアCAD科        | 3か月  | 8月       | 離転職者       |
| O A経理実務科         | 4か月  | 8月       | 若年者等       |
| 医療事務・調剤薬局事務科     | 3か月  | 9月、11月   | 離転職者       |
|                  |      | 9月       | ひとり親家庭の父母等 |

|                  |     |                         |            |
|------------------|-----|-------------------------|------------|
| I T基礎知識資格取得科     | 6か月 | 9月、10月                  | 離転職者       |
| O A簿記ビジネス科       | 3か月 | 10月                     | 離転職者       |
|                  | 6か月 | 6月                      |            |
| 福祉サービス科          | 2か月 | 12月                     | 離転職者       |
|                  | 3か月 | 6月、8月、10月、11月、12月<br>6月 |            |
| 初任者研修マスター科       | 2か月 | 12月                     | 離転職者       |
| W e bクリエイター科     | 3か月 | 8月、12月                  | 離転職者       |
| O A経理事務科         | 3か月 | 11月                     | 離転職者       |
|                  | 4か月 | 9月、12月                  | 若年者等       |
| 医事・医師事務・コンシェルジュ科 | 3か月 | 1月                      | 離転職者       |
| ビジネスP C活用科       | 3か月 | 1月                      | 離転職者       |
| O A総務事務科         | 3か月 | 7月                      | 離転職者       |
| キャリアデザイン科        | 3か月 | 9月                      | 離転職者       |
| W e b事務科         | 3か月 | 1月                      | 離転職者       |
| O A経理労務実務科       | 3か月 | 7月、12月                  | 離転職者       |
|                  |     | 12月                     | ひとり親家庭の父母等 |
| 医療事務・パソコン事務科     | 4か月 | 8月                      | 離転職者       |
| 医療事務・調剤事務科       | 3か月 | 11月                     | 離転職者       |
| ビジネスO A科         | 2か月 | 1月                      | 離転職者       |

## (2) 応募資格

職業を転換しようとする者、その他新たな職業に就こうとする者

## 4 募集期間及び応募方法

| 訓練科名           | 募集期間                      | 応募方法   |
|----------------|---------------------------|--|
| 福祉サービス・介護事務科   | 平成27年4月1日(水)から同月24日(金)まで  | 最寄りの公共職業安定所に求職の申込みをし、入校を希望する産業技術専門校に入校願書を提出する。 |
|                | 平成27年6月1日(月)から同月25日(木)まで  |  |
|                | 平成27年7月1日(水)から同月24日(金)まで  |  |
| O A経理・総務実務科    | 平成27年4月1日(水)から同月24日(金)まで  |  |
|                | 平成27年9月1日(火)から同月25日(金)まで  |  |
| ファイナンシャルプランナー科 | 平成27年4月1日(水)から同月24日(金)まで  |  |
| I Tスペシャリスト科    | 平成27年4月1日(水)から同月24日(金)まで  |  |
| 介護職員初任者研修科     | 平成27年5月1日(金)から同月25日(月)まで  |  |
|                | 平成27年8月3日(水)から同月25日(金)まで  |  |
|                | 平成27年11月2日(月)から同月25日(水)まで |  |

|                  |                           |
|------------------|---------------------------|
| 医療事務（医科・歯科）科     | 平成27年5月1日（金）から同月25日（月）まで  |
| O A事務科           | 平成27年5月1日（金）から同月25日（月）まで  |
|                  | 平成27年7月1日（水）から同月24日（金）まで  |
| 宅建ビジネス科          | 平成27年5月1日（金）から同月25日（月）まで  |
| 初任者・介護ケアスキルマスター科 | 平成27年6月1日（月）から同月25日（木）まで  |
| インテリアCAD科        | 平成27年6月1日（月）から同月25日（木）まで  |
| O A経理実務科         | 平成27年6月1日（月）から同月25日（木）まで  |
| 医療事務・調剤薬局事務科     | 平成27年7月1日（水）から同月24日（金）まで  |
|                  | 平成27年9月1日（火）から同月25日（金）まで  |
| I T基礎知識資格取得科     | 平成27年7月1日（水）から同月24日（金）まで  |
|                  | 平成27年8月3日（水）から同月25日（金）まで  |
| O A簿記ビジネス科       | 平成27年4月1日（水）から同月24日（金）まで  |
|                  | 平成27年8月3日（水）から同月25日（金）まで  |
| 福祉サービス科          | 平成27年4月1日（水）から同月24日（金）まで  |
|                  | 平成27年6月1日（月）から同月25日（木）まで  |
|                  | 平成27年8月3日（水）から同月25日（金）まで  |
|                  | 平成27年9月1日（火）から同月25日（金）まで  |
|                  | 平成27年10月1日（木）から同月23日（金）まで |
| 初任者研修マスター科       | 平成27年10月1日（木）から同月23日（金）まで |
| W e bクリエイター科     | 平成27年6月1日（月）から同月25日（木）まで  |
|                  | 平成27年10月1日（木）から同月23日（金）まで |
| O A経理事務科         | 平成27年7月1日（水）から同月24日（金）まで  |
|                  | 平成27年9月1日（火）から同月25日（金）まで  |
|                  | 平成27年10月1日（木）から同月23日（金）まで |
| 医事・医師事務・コンシェルジュ科 | 平成27年11月2日（月）から同月25日（水）まで |
| ビジネスPC活用科        | 平成27年11月2日（月）から同月25日（水）まで |
| O A総務事務科         | 平成27年5月1日（金）から同月25日（月）まで  |
| キャリアデザイン科        | 平成27年7月1日（水）から同月24日（金）まで  |
| W e b事務科         | 平成27年11月2日（月）から同月25日（水）まで |
| O A経理労務実務科       | 平成27年5月1日（金）から同月25日（月）まで  |
|                  | 平成27年10月1日（木）から同月23日（金）まで |
| 医療事務・パソコン事務科     | 平成27年6月1日（月）から同月25日（木）まで  |
| 医療事務・調剤事務科       | 平成27年9月1日（火）から同月25日（金）まで  |

※ 定員に満たない場合は、追加募集を行う。

5 選考日、選考方法及び合格発表日

## (1) 選考日

| 訓練科名             | 選考日       |
|------------------|-----------|
| 福祉サービス・介護事務科     | 5月18日(月)  |
|                  | 7月17日(金)  |
|                  | 8月17日(月)  |
| OA経理・総務実務科       | 5月18日(月)  |
|                  | 10月16日(金) |
| ファイナンシャルプランナー科   | 5月19日(火)  |
| ITスペシャリスト科       | 5月19日(火)  |
| 介護職員初任者研修科       | 6月16日(火)  |
|                  | 9月16日(水)  |
|                  | 12月16日(水) |
| 医療事務(医科・歯科)科     | 6月16日(火)  |
| OA事務科            | 6月17日(水)  |
|                  | 8月18日(火)  |
| 宅建ビジネス科          | 6月17日(水)  |
| 初任者・介護ケアスキルマスター科 | 7月16日(木)  |
| インテリアCAD科        | 7月16日(木)  |
| OA経理実務科          | 7月17日(金)  |
| 医療事務・調剤薬局事務科     | 8月17日(月)  |
|                  | 10月14日(水) |
| IT基礎知識資格取得科      | 8月17日(月)  |
|                  | 9月16日(水)  |
| OA簿記ビジネス科        | 5月19日(火)  |
|                  | 9月17日(木)  |
| 福祉サービス科          | 5月18日(月)  |
|                  | 5月19日(火)  |
|                  | 7月16日(木)  |
|                  | 9月15日(火)  |
|                  | 10月15日(木) |
|                  | 11月16日(月) |
|                  | 11月17日(火) |
| 初任者研修マスター科       | 11月16日(月) |
| Webクリエイター科       | 7月17日(金)  |
|                  | 11月16日(月) |
| OA経理事務科          | 8月18日(火)  |
|                  | 10月16日(金) |

|                  |            |
|------------------|------------|
|                  | 11月17日 (火) |
| 医事・医師事務・コンシェルジュ科 | 12月16日 (水) |
| ビジネスPC活用科        | 12月17日 (木) |
| OA総務事務科          | 6月16日 (火)  |
| キャリアデザイン科        | 8月18日 (火)  |
| OA経理事務科          | 10月16日 (金) |
| Web事務科           | 12月16日 (水) |
|                  | 12月17日 (木) |
| OA経理労務実務科        | 6月16日 (火)  |
|                  | 11月17日 (火) |
| 医療事務・パソコン事務科     | 7月16日 (木)  |
| 医療事務・調剤事務科       | 10月15日 (木) |

(2) 選考方法

面接により選考する。ただし、各産業技術専門校長が必要と認める場合は、適性試験と面接により選考する。

(3) 合格発表日

各産業技術専門校長が指定する日

6 合格通知

各産業技術専門校長から本人に通知する。

7 その他

(1) 応募書類は、各産業技術専門校及び各公共職業安定所で配付する。

(2) 問い合わせ先

各産業技術専門校又は労働政策課 (電話 028-623-3235)

| 校 名           | 所 在 地                           | 電 話 番 号      |
|---------------|---------------------------------|--------------|
| 県央<br>産業技術専門校 | 〒321-0905<br>宇都宮市平出工業団地48-4     | 028-689-6380 |
| 県北<br>産業技術専門校 | 〒325-0001<br>那須郡那須町大字高久甲5226-24 | 0287-64-4000 |
| 県南<br>産業技術専門校 | 〒329-4214<br>足利市多田木町76          | 0284-91-0803 |

II

1 募集する訓練課程

普通職業訓練 短期課程 (委託コース)

2 募集予定人員

| 産業技術専門校名      | 所 在 地 等  | 訓 練 科 名                | 定員 (人) |
|---------------|--|------------------------|--------|
| 県央<br>産業技術専門校 | 〒321-0905<br>宇都宮市平出工業団地48-4<br>電話 028-689-6380 | パソコン科 (身体・精神障害者向け)     | 5      |
|               |  | 基礎訓練科 (知的・精神障害者向け)     | 5      |
|               |  | 就労準備科 (発達障害者向け)        | 5      |
|               |  | CADオペレータ科 (身体・精神障害者向け) | 5      |

|                   |  |                      |    |
|-------------------|--|----------------------|----|
|                   |  | 調剤薬局事務科（精神障害者向け）     | 5  |
| 県北<br>産業技術専門学校    | 〒325-0001<br>那須郡那須町大字高久甲<br>5226-24<br>電話 0287-64-4000 | 清掃実務科（知的・精神障害者向け）    | 5  |
|                   |  | 基礎訓練科（知的・精神障害者向け）    | 5  |
|                   |  | パソコン科（身体・精神障害者向け）    | 5  |
|                   |  | 介護補助科（知的・身体・精神障害者向け） | 5  |
| 県南<br>産業技術専門学校    | 〒329-4214<br>足利市多田木町76<br>電話 0284-91-0803              | 流通業務科（知的・精神障害者向け）    | 5  |
|                   |  | 基礎訓練科（知的・精神障害者向け）    | 5  |
|                   |  | パソコン科（身体・精神障害者向け）    | 5  |
|                   |  | 清掃実務科（知的障害者向け）       | 5  |
| 県央、県北及び県南産業技術専門学校 |  | 事業主委託訓練（障害者向け）       | 20 |

注）全ての訓練科について社会福祉法人等に委託して実施する。

### 3 訓練期間及び応募資格

| 訓 練 科 名                   | 訓 練 期 間 | 入 校 月 | 応 募 資 格                       |
|---------------------------|---------|-------|-------------------------------|
| パソコン科（身体・精神障害者向け）（県央）     | 2 か月    | 5 月   | 職業を転換しようとする者、その他新たな職業に就こうとする者 |
| 基礎訓練科（知的・精神障害者向け）（県央）     |         | 7 月   |                               |
| 就労準備科（発達障害者向け）（県央）        |         | 9 月   |                               |
| CADオペレータ科（身体・精神障害者向け）（県央） |         | 10 月  |                               |
| 調剤薬局事務科（精神障害者向け）（県央）      |         | 1 月   |                               |
| 清掃実務科（知的・精神障害者向け）（県北）     |         | 7 月   |                               |
| 基礎訓練科（知的・精神障害者向け）（県北）     |         | 9 月   |                               |
| パソコン科（身体・精神障害者向け）（県北）     |         | 10 月  |                               |
| 介護補助科（知的・身体・精神障害者向け）（県北）  |         | 1 月   |                               |
| 流通業務科（知的・精神障害者向け）（県南）     |         | 6 月   |                               |
| 基礎訓練科（知的・精神障害者向け）（県南）     |         | 9 月   |                               |
| パソコン科（身体・精神障害者向け）（県南）     |         | 10 月  |                               |
| 清掃実務科（知的障害者向け）（県南）        |         | 1 月   |                               |
| 事業主委託訓練（障害者向け）            | 1～3 か月  | 随時    |                               |

### 4 募集期間及び応募方法

| 訓 練 科 名               | 募 集 期 間                      | 応 募 方 法   |
|-----------------------|------------------------------|---|
| パソコン科（身体・精神障害者向け）（県央） | 平成27年4月6日（月）から<br>同月30日（木）まで | 最寄りの公共職業安定所に<br>求職の申込みをし、入校を<br>希望する産業技術専門学校に<br>入校願書を提出する。 |
| 基礎訓練科（知的・精神障害者向け）（県央） | 平成27年6月1日（月）から<br>同月30日（火）まで |   |
| 就労準備科（発達障害者向け）（県央）    | 平成27年7月1日（水）から<br>同月31日（金）まで |   |

|                           |                                  |
|---------------------------|----------------------------------|
| CADオペレータ科（身体・精神障害者向け）（県央） | 平成27年9月1日（火）から<br>同月30日（水）まで     |
| 調剤薬局事務科（精神障害者向け）（県央）      | 平成27年11月2日（月）から<br>同月30日（月）まで    |
| 清掃実務科（知的・精神障害者向け）（県北）     | 平成27年5月11日（月）から<br>同年6月10日（水）まで  |
| 基礎訓練科（知的・精神障害者向け）（県北）     | 平成27年7月13日（月）から<br>同年8月11日（火）まで  |
| パソコン科（身体・精神障害者向け）（県北）     | 平成27年8月10日（月）から<br>同年9月9日（水）まで   |
| 介護補助科（知的・身体・精神障害者向け）（県北）  | 平成27年11月9日（月）から<br>同年12月8日（火）まで  |
| 流通業務科（知的・精神障害者向け）（県南）     | 平成27年4月7日（火）から<br>同年5月8日（金）まで    |
| 基礎訓練科（知的障害者向け）（県南）        | 平成27年7月1日（水）から<br>同月31日（金）まで     |
| パソコン科（身体・精神障害者向け）（県南）     | 平成27年8月17日（月）から<br>同年9月11日（金）まで  |
| 清掃実務科（知的障害者向け）（県南）        | 平成27年10月30日（金）から<br>同年12月4日（金）まで |
| 事業主委託訓練（障害者向け）            | 随時                               |

※ 定員に満たない場合は、追加募集を行う。

## 5 選考日、選考方法及び合格発表日

### (1) 選考日

| 訓 練 科 名                   | 選 考 日          |
|---------------------------|----------------|
| パソコン科（身体・精神障害者向け）（県央）     | 平成27年5月14日（木）  |
| 基礎訓練科（知的・精神障害者向け）（県央）     | 平成27年7月14日（火）  |
| 就労準備科（発達障害者向け）（県央）        | 平成27年8月19日（水）  |
| CADオペレータ科（身体・精神障害者向け）（県央） | 平成27年10月6日（火）  |
| 調剤薬局事務科（精神障害者向け）（県央）      | 平成27年12月15日（火） |
| 清掃実務科（知的・精神障害者向け）（県北）     | 平成27年6月18日（木）  |
| 基礎訓練科（知的・精神障害者向け）（県北）     | 平成27年8月20日（木）  |
| パソコン科（身体・精神障害者向け）（県北）     | 平成27年9月14日（月）  |
| 介護補助科（知的・身体・精神障害者向け）（県北）  | 平成27年12月17日（木） |
| 流通業務科（知的・精神障害者向け）（県南）     | 平成27年5月20日（水）  |
| 基礎訓練科（知的障害者向け）（県南）        | 平成27年8月19日（水）  |
| パソコン科（身体・精神障害者向け）（県南）     | 平成27年9月24日（木）  |
| 清掃実務科（知的障害者向け）（県南）        | 平成27年12月16日（水） |
| 事業主委託訓練（障害者向け）            | 随時             |

### (2) 選考方法

面接により選考する。ただし、各産業技術専門校長が必要と認める場合は、適性試験と面接により選考する。

(3) 合格発表日

各産業技術専門校長が指定する日

6 合格通知

各産業技術専門校長から本人に通知する。

7 その他

(1) 応募書類は、各産業技術専門校及び各公共職業安定所で配付する。

(2) 問い合わせ先

各産業技術専門校又は労働政策課（電話 028-623-3235）

| 校 名           | 所 在 地                           | 電 話 番 号      |
|---------------|---------------------------------|--------------|
| 県央<br>産業技術専門校 | 〒321-0905<br>宇都宮市平出工業団地48-4     | 028-689-6380 |
| 県北<br>産業技術専門校 | 〒325-0001<br>那須郡那須町大字高久甲5226-24 | 0287-64-4000 |
| 県南<br>産業技術専門校 | 〒329-4214<br>足利市多田木町76          | 0284-91-0803 |

(労働政策課)

○公共測量の終了

平成26年12月12日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、佐野市長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成27年3月27日

栃木県知事 福田 富 一

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

2 作業地域

佐野市

3 作業期間

平成26年5月1日から平成27年2月27日まで

(監理課)

○都市計画の変更の案の縦覧等

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更の案を縦覧に供する。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成27年3月27日

栃木県知事 福田 富 一

I

1 都市計画の種類及び名称

那須塩原都市計画道路3・3・2号黒磯那須北線

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分



那須塩原市北栄町及び黒磯の各一部

3 縦覧場所

栃木県県土整備部都市計画課、栃木県大田原土木事務所企画調査部企画調査課及び那須塩原市建設部都市計画課

4 縦覧期間

平成27年 3 月27日から同年 4 月10日まで

II

1 都市計画の種類及び名称

那須都市計画道路 3・4・3号黒磯那須北線

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

那須町大字高久甲の一部

3 縦覧場所

栃木県県土整備部都市計画課、栃木県大田原土木事務所企画調査部企画調査課及び那須町建設課

4 縦覧期間

平成27年 3 月27日から同年 4 月10日まで

○都市計画変更図書の写しの縦覧

下野市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成27年 3 月27日に変更した、宇都宮都市計画公園の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成27年 3 月27日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

下野市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成27年 3 月27日に変更した、小山栃木都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成27年 3 月27日

栃木県知事 福 田 富 一

(都市計画課)

**選挙管理委員会**

栃木県選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり取り消したので告示する。

平成27年 3 月27日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

| 施 設 の 名 称           | 所 在 地        |
|---------------------|--------------|
| 医療法人社団弘全会<br>茂木中央病院 | 芳賀郡茂木町茂木2101 |

**調 達 等 公 告**

## ○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年3月27日

栃木県知事 福田 富一

## 1 入札に付する事項

- (1) 委託業務件名 栃木県総合庶務事務システムブラウザバージョンアップ対応業務
- (2) 委託業務内容 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成27年9月30日まで
- (4) 履行場所 県の指定する場所

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、通信、情報処理又はその他のサービスの入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成27年5月12日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 本県の県税に未納がないことを証明できる者であること。
- (6) プライバシーマークの認定を受け、又はこれと同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること。
- (7) ISO9001の認証を取得し、又は同等の品質管理体制を確立していること。
- (8) 情報セキュリティの徹底を図る観点から、ISMS（情報セキュリティ管理システム）の承認を取得し、又は適用実績が豊富にあるセキュリティ管理体制を確立していること。
- (9) 栃木県総合庶務事務システムは、基本情報システムに登録された職員情報を各サブシステムに、サービスシステムや給与申請等入力システムに登録された手当情報を給与システムに連携する仕様であることを鑑み、応札希望者は、本システムと同様のシステムの設計及び開発の経験を有すること。
- (10) 本入札に係る入札説明書の交付を受け、入札説明書に記載する事項を履行する者であること。

## 3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所  
〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号 本庁舎3階  
栃木県経営管理部職員総務課総務事務室  
電話028-623-2636 FAX028-623-2644 E-mail:sj-system@pref.tochigi.lg.jp
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所  
平成27年3月27日から同年5月1日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
平成27年5月12日午前10時 栃木県庁本庁舎研修館204研修室に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、同月11日午後5時必着とし、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）
- (4) 入札方法 1の(1)の件名で総価で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) その他 入札説明会は、平成27年4月24日午前10時から栃木県庁本庁舎8階会議室1において開催する。

## 4 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - ア 入札保証金 免除
  - イ 契約保証金に関する事項 納付すること。ただし、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第143条第2項の規定により担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、同規則第144条第1号に規定する履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (3) 入札者に要求される事項
  - ア 入札参加資格の確認 入札者は、2に掲げる入札に参加する者に必要な資格を証明するために、次に定めるところにより入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
    - (ア) 提出期限 平成27年5月1日午後5時
    - (イ) 提出場所 3(1)の場所
    - (ウ) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）
  - イ 入札参加資格確認申請書等を提出しない者又は入札参加資格を有しないと認められた者は、入札に参加することができない。
  - ウ 入札参加資格の確認結果は、平成27年5月8日（発送）までに通知する。
- (4) 入札の無効 入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (5) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者を落札者とすることがある。
- (6) 契約書の作成の要否 要
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:  
Renovation of the Tochigi Prefectural Comprehensive Business Affairs System for browser version upgrade
- (2) Time and Date of bidding:  
10:00 a.m., May 12, 2015
- (3) Information is available at:  
General Affairs Administration Office,  
Personal and General Affairs Division,  
Department of Administration and Management,  
Tochigi Prefecture  
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501  
TEL. 028-623-2636

(職員総務課)

## ○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成27年3月27日

栃木県立がんセンター所長 清水秀昭

〔掲載順序〕

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日（随意契約の場合は相手方を決定した日） ⑤落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 ⑥落札価格（随意契約の場合は契約価格） ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由（随意契約の場合） ⑩指名業者名（指名競争入札の場合） ⑪落札方法（競争入札の場合）

①栃木県立がんセンターで使用する都市ガス 予定使用量1,203,000m<sup>3</sup> ②栃木県立がんセンター 栃木県宇都宮市陽南4-9-13 ③購入等 ④平成27年2月19日 ⑤東京ガス株式会社都市エネルギー事業部 東京都港区海岸1-5-20 ⑥109,258,288円 ⑦一般競争入札 ⑧平成27年1月6日 ⑨最低価格

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成27年3月27日

とちぎりハビリテーションセンター所長 星野雄一

【掲載順序】

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日（随意契約の場合は相手方を決定した日） ⑤落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 ⑥落札価格（随意契約の場合は契約価格） ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由（随意契約の場合） ⑩指名業者名（指名競争入札の場合） ⑪落札方法（競争入札の場合）

①とちぎりハビリテーションセンターで使用するガス 予定使用ガス量 中圧510,800立方メートル 低圧10,200立方メートル ②とちぎりハビリテーションセンター 栃木県宇都宮市駒生町3337-1 ③購入等 ④平成27年2月23日 ⑤東京ガス株式会社都市エネルギー事業部 東京都港区海岸1-5-20 ⑥92.543404円（1立方メートル単価） ⑦一般競争入札 ⑧平成27年1月9日 ⑨最低価格

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成27年3月27日

栃木県水産試験場長 加賀豊仁

【掲載順序】

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日（随意契約の場合は相手方を決定した日） ⑤落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 ⑥落札価格（随意契約の場合は契約価格） ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由（随意契約の場合） ⑩指名業者名（指名競争入札の場合） ⑪落札方法（競争入札の場合）

①栃木県水産試験場・なかがわ水遊園及び栃木県水産試験場片府田試験池で使用する電力 予定使用電力量 栃木県水産試験場・なかがわ水遊園 2,902,000kWh、栃木県水産試験場片府田試験池 468,000kWh ②栃木県水産試験場 栃木県大田原市佐良土2599 ③購入等 ④平成27年3月3日 ⑤丸紅株式会社 東京都千代田区大手町1-4-2 ⑥67,098,157円 ⑦一般競争入札 ⑧平成27年1月16日 ⑨最低価格

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成27年3月27日

栃木県下水道管理事務所長 毛部川直文

【掲載順序】

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日（随意契約の場合は相手方を決定した日） ⑤落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 ⑥落札価格（随意契約の場合は契約価格） ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由（随意契約の場合）

の場合) ⑩指名業者名(指名競争入札の場合) ⑪落札方法(競争入札の場合)

- 1 ①鬼怒川上流流域下水道県央浄化センター包括的維持管理業務委託 一式 ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④平成27年2月13日 ⑤テスコ株式会社 東京都新宿区信濃町34 ⑥1,620,000,000円 ⑦一般競争入札 ⑧平成26年11月11日 ⑪最低価格
- 2 ①栃木県下水道資源化工場運転操作業務委託 一式 ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④平成27年2月13日 ⑤水i n g株式会社北関東営業所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-252 ⑥237,600,000円 ⑦一般競争入札 ⑧平成26年11月11日 ⑪最低価格
- 3 ①鬼怒川上流流域下水道鬼怒川上流浄化センターで使用する電力 予定使用電力量3,361,060kWh ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④平成27年2月12日 ⑤丸紅株式会社 東京都千代田区大手町1-4-2 ⑥64,488,010円 ⑦一般競争入札 ⑧平成26年12月19日 ⑪最低価格
- 4 ①巴波川流域下水道巴波川浄化センターで使用する電力 予定使用電力量3,438,560kWh ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④なし ⑤なし ⑥なし ⑦一般競争入札 ⑧平成26年12月19日 ⑪最低価格
- 5 ①北那須流域下水道北那須浄化センターで使用する電力 予定使用電力量3,099,960kWh ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④なし ⑤なし ⑥なし ⑦一般競争入札 ⑧平成26年12月19日 ⑪最低価格
- 6 ①鬼怒川上流流域下水道県央浄化センターで使用する電力 予定使用電力量7,765,560kWh ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④なし ⑤なし ⑥なし ⑦一般競争入札 ⑧平成26年12月19日 ⑪最低価格
- 7 ①渡良瀬川下流流域下水道大岩藤浄化センターで使用する電力 予定使用電力量2,772,900kWh ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④なし ⑤なし ⑥なし ⑦一般競争入札 ⑧平成26年12月19日 ⑪最低価格
- 8 ①渡良瀬川下流流域下水道思川浄化センターで使用する電力 予定使用電力量2,586,700kWh ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④なし ⑤なし ⑥なし ⑦一般競争入札 ⑧平成26年12月19日 ⑪最低価格
- 9 ①栃木県下水道資源化工場で使用する電力 予定使用電力量5,698,300kWh ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④なし ⑤なし ⑥なし ⑦一般競争入札 ⑧平成26年12月19日 ⑪最低価格
- 10 ①栃木県下水道資源化工場で使用する重油(JIS K 2205 1種1号) 購入見込数量124kℓ ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④平成27年2月19日 ⑤両毛丸善株式会社 栃木県足利市問屋町1535-12 ⑥58.32円(1ℓ単価) ⑦一般競争入札 ⑧平成26年2月14日 ⑪最低価格

#### ○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成27年3月27日

栃木県鬼怒水道事務所長 鈴木 謙 二

#### 〔掲載順序〕

- ①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日(随意契約の場合は相手方を決定した日) ⑤落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所 ⑥落札価格(随意契約の場合は契約価格) ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由(随意契約の場合) ⑩指名業者名(指名競争入札の場合) ⑪落札方法(競争入札の場合)

- ①栃木県鬼怒水道事務所及び板戸取水場で使用する電力 予定使用電力量3,766,639kWh ②栃木県鬼怒水道事務所 栃木県高根沢町宝積寺1900 ③購入等 ④なし ⑤なし ⑥なし ⑦一般競争入札 ⑧平成27年1月

13日 ①最低価格

(会計局会計管理課)

**正 誤**

| 発行番号   | ページ | 行    | 正  | 誤  |
|--------|-----|------|----|----|
| 第2663号 | 207 | 下から8 | 町田 | 千本 |